

昭和四十二年厚生省令第二十二号

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第十六条の規定に基づき、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則を次のように定める。

（特別給付金の請求手続）

第一条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第三条の規定により特別給付金を受けようとする者（法第六条の規定により選定された者（以下「被選定人」という。））によつて特別給付金を受けようとする場合は、その被選定人とし、以下「請求者」という。）が、同条第一項の特別給付金を受けようとするときは様式第一号、同条第五項の特別給付金を受けようとするときは様式第一号の二、同条第六項の特別給付金を受けようとするときは様式第一号の三、同条第七項の特別給付金を受けようとするときは様式第一号の四、同条第八項の特別給付金を受けようとするときは様式第一号の五、同条第九項の特別給付金を受けようとするときは様式第一号の六、同条第十項の特別給付金を受けようとするときは様式第一号の七、同条第十一項の特別給付金を受けようとするときは様式第一号の八、同条第十二項の特別給付金を受けようとするときは様式第一号の九、同条第十三項の特別給付金を受けようとするときは様式第一号の十による戦没者の父母等に対する特別給付金請求書を、裁定機関（厚生労働大臣又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十二年政令第百八十八号）第三条の規定により特別給付金を受ける権利の裁定を行うこととされた者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 請求者が被選定人である場合には、その者によつて特別給付金を受けようとする者の全員が署名した様式第二号による請求者選定届を添付しなければならない。

3 請求者（法附則第三十項、第三十五項、第四十二項、第四十九項、第五十六項又は第六十三項の規定に該当する者を除く。以下この項において同じ。）が法第三条第一項の特別給付金を受けようとするときは、第一項に規定する請求書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等又は次に掲げる規定により遺族年金受給権者たる父母等とみなされる者であることを明らかにすることができる書類

イ 法附則第四項、第七項、第十項、第十一項、第十四項、第十九項、第二十二項、第二十五項、第二十八項、第三十三項、第三十八項、第四十五項、第五十二項又は第五十九項

ロ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六十一号）附則第四条の三第一項

ハ 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十一号）附則第十六条の三第二項

二 請求者について、死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子又は孫（請求者が法第二条の規定に該当する場合には、請求者と氏を同じくする子又は孫とする。以下この号において同じ。）がなく、かつ、その後昭和四十二年三月三十一日（法第二条の二の規定に該当する者にあつては昭和四十四年九月三十日とし、前号に掲げる規定により遺族年金受給権者たる父母等とみなされる者にあつてはそれぞれ同号に掲げる規定の施行の日の前日とする。）までの間に法第二条第一項ただし書に規定する子又は孫を有するに至らなかつたことを明らかにすることができる書類

三 法第二条の二の規定に該当する者である場合には、当該死亡した者に係る戦没者の父母等がないことを明らかにすることができる書類

4 請求者が法附則第三十項、第三十五項、第四十二項、第四十九項、第五十六項又は第六十三項の規定に該当する者として法第三条第一項の特別給付金を受けようとするときは、第一項に規定する請求書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 死亡した者の死亡の日及びその者が死亡により除籍された日を明らかにすることができる書類

二 法附則第三十項の規定に該当する者である場合には昭和五十五年十二月一日、法附則第三十五項の規定に該当する者である場合には昭和五十六年十月一日、法附則第四十二項の規定に該当する者である場合には昭和五十八年四月一日、法附則第四十九項の規定に該当する者である場合には平成五年四月一日、法附則第五十六項の規定に該当する者である場合には平成十五年四月一日、法附則第六十三項の規定に該当する者である場合には平成二十五年四月一日において法第三条第五項各号のいずれかに該当することを明らかにすることができる書類

三 請求者について、死亡した者が死亡により除籍された当時（以下「除籍時」という。）から法附則第三十項の規定に該当する者である場合にあつては昭和五十五年十一月三十日、法附則第三十五項の規定に該当する者である場合にあつては昭和五十七年九月三十日、法附則第四十二項の規定に該当する者である場合にあつては昭和五十八年九月三十日、法附則第四十九項の規定に該当する者である場合にあつては平成五年九月三十日、法附則第五十六項の規定に該当する者である場合にあつては平成十五年九月三十日、法附則第六十三項の規定に該当する者である場合にあつては平成二十五年九月三十日までの間に請求者と氏を同じくする法第二条第一項ただし書に規定する子又は孫（法附則第四十二項、第四十九項又は第五十六項の規定に該当する者である場合にあつては法第三条第五項の子又は孫とする。）を有するに至らなかつた者であつて、当該死亡した者の除籍時に氏を同じくする子も孫もいなくつたものであることを明らかにすることができる書類

四 他の事由により特別給付金を受ける権利を取得したことがないことを明らかにすることができる書類

五 死亡者の死亡に関し他に特別給付金を受ける権利を有することとなる者がいないことを明らかにすることができる書類

6 請求者が法附則第十七項、第四十項、第四十七項、第五十四項又は第六十一項の規定に該当する者として法第三条第五項の特別給付金を受けようとするときは、第一項に規定する請求書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 死亡した者の死亡の原因が昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間における傷病であることを明らかにすることができる書類

二 死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類

三 法附則第十七項の規定に該当する者である場合には昭和四十九年十月一日、法附則第四十項の規定に該当する者である場合には昭和五十八年四月一日、法附則第四十九項の規定に該当する者である場合には平成五年四月一日、法附則第六十一項の規定に該当する者である場合には平成二十五年四月一日において、法第二条第一項第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（同条第三項各号のいずれかに該当する者を含む。）であることを明らかにすることができる書類

四 請求者について、死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外の子又は孫のうちに請求者と氏を同じくする子又は孫がなく、かつ、その後法附則第十七項に該当する者である場合には昭和四十九年九月三十日までの間に氏を同じくする法第二条第一項ただし書に規定する子又は孫、法附則第四十項に該当する者である場合には昭和五十八年九月三十日までの間に氏を同じくする法第三条第五項に規定する子又は孫、法附則第四十七項に該当する者である場合には平成

五 請求者が法附則第十七項、第四十項、第四十七項、第五十四項又は第六十一項の規定に該当する者として法第三条第五項の特別給付金を受けようとするときは、第一項に規定する請求書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得したことを明らかにすることができる書類

二 前号の権利を取得した日から五年を経過した日において法第三条第五項各号のいずれかに該当することを明らかにすることができる書類

三 請求者について、第一号の権利を取得した日から五年を経過する日の前日までの間に、その者と氏を同じくする法第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつたことを明らかにすることができる書類

6 請求者が法附則第十七項、第四十項、第四十七項、第五十四項又は第六十一項の規定に該当する者として法第三条第五項の特別給付金を受けようとするときは、第一項に規定する請求書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 死亡した者の死亡の原因が昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間における傷病であることを明らかにすることができる書類

二 死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類

三 法附則第十七項の規定に該当する者である場合には昭和四十九年十月一日、法附則第四十項の規定に該当する者である場合には昭和五十八年四月一日、法附則第四十九項の規定に該当する者である場合には平成五年四月一日、法附則第六十一項の規定に該当する者である場合には平成二十五年四月一日において、法第二条第一項第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（同条第三項各号のいずれかに該当する者を含む。）であることを明らかにすることができる書類

四 請求者について、死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外の子又は孫のうちに請求者と氏を同じくする子又は孫がなく、かつ、その後法附則第十七項に該当する者である場合には昭和四十九年九月三十日までの間に氏を同じくする法第二条第一項ただし書に規定する子又は孫、法附則第四十項に該当する者である場合には昭和五十八年九月三十日までの間に氏を同じくする法第三条第五項に規定する子又は孫、法附則第四十七項に該当する者である場合には平成

五 請求者が法附則第十七項、第四十項、第四十七項、第五十四項又は第六十一項の規定に該当する者として法第三条第五項の特別給付金を受けようとするときは、第一項に規定する請求書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得したことを明らかにすることができる書類

二 前号の権利を取得した日から五年を経過した日において法第三条第五項各号のいずれかに該当することを明らかにすることができる書類

三 請求者について、第一号の権利を取得した日から五年を経過する日の前日までの間に、その者と氏を同じくする法第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつたことを明らかにすることができる書類

6 請求者が法附則第十七項、第四十項、第四十七項、第五十四項又は第六十一項の規定に該当する者として法第三条第五項の特別給付金を受けようとするときは、第一項に規定する請求書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 死亡した者の死亡の原因が昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間における傷病であることを明らかにすることができる書類

二 死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類

三 法附則第十七項の規定に該当する者である場合には昭和四十九年十月一日、法附則第四十項の規定に該当する者である場合には昭和五十八年四月一日、法附則第四十九項の規定に該当する者である場合には平成五年四月一日、法附則第六十一項の規定に該当する者である場合には平成二十五年四月一日において、法第二条第一項第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（同条第三項各号のいずれかに該当する者を含む。）であることを明らかにすることができる書類

四 請求者について、死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外の子又は孫のうちに請求者と氏を同じくする子又は孫がなく、かつ、その後法附則第十七項に該当する者である場合には昭和四十九年九月三十日までの間に氏を同じくする法第二条第一項ただし書に規定する子又は孫、法附則第四十項に該当する者である場合には昭和五十八年九月三十日までの間に氏を同じくする法第三条第五項に規定する子又は孫、法附則第四十七項に該当する者である場合には平成

成五年九月三十日までの間に氏を同じくする法第三条第五項に規定する子又は孫、法附則第五十四項に該当する者である場合には平成十五年九月三十日までの間に氏を同じくする法第三条第五項に規定する子又は孫、法附則第六十一項に該当する者である場合には平成二十五年九月三十日までの間に氏を同じくする法第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつたことを明らかにすることができる書類

7 法第三条第六項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第五項」と読み替えるものとする。

8 法第三条第七項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第六項」と読み替えるものとする。

9 法第三条第八項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第七項」と読み替えるものとする。

10 法第三条第九項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第八項」と読み替えるものとする。

11 法第三条第十項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第九項」と読み替えるものとする。

12 法第三条第十一項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第十項」と読み替えるものとする。

13 法第三条第十二項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第十一項」と読み替えるものとする。

14 法第三条第十三項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第十二項」と読み替えるものとする。

第二条 法第七条第一項の規定により特別給付金を受けようとする相続人は、前条に規定する請求書及び添付書類に、戸籍の謄本その他その者が特別給付金を受ける権利を有する者の相続人であることを明らかにすることができる書類を添えて、裁定機関に提出しなければならない。

2 前項の場合において、同順位の前続人が数人あるときは、前項に規定する書類に、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

一 相続人として特別給付金を受けようとする他の同順位の前続人の同意書

二 前号の同意書が提出できない場合、その旨を記載した書類

第三条 裁定機関は、請求者が特別給付金を受ける権利を有するものと裁定したときは、戦没者の父母等に対する特別給付金裁定通知書（様式第三号）を請求者に交付しなければならない。

2 裁定機関は、請求者が特別給付金を受ける権利を有しないものと裁定したときは、戦没者の父母等に対する特別給付金却下通知書（様式第四号）を請求者に交付しなければならない。

第四条 戦没者の父母等に対する特別給付金請求書は、請求者の居住地の市町村長（特別区にあつては、区長。次項において同じ）、都道府県知事を順次經由して、裁定機関に提出するものとする。

2 法第三条第三項の規定に基づく申請に係る申請書は、申請者の居住地の市町村長、都道府県知事、裁定機関を順次經由して、厚生労働大臣に提出するものとする。

3 法第十四条第二項の規定に基づく届出に係る届出書は、届出者の居住地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出するものとする。

第五条 第一条第一項及び第二条に規定する様式第一号、様式第一号の二、様式第一号の三、様式第一号の四、様式第一号の五、様式第一号の六、様式第一号の七、様式第一号の八、様式第一号の九又は様式第一号の十による戦没者の父母等に対する特別給付金請求書の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求者の氏名及び住所並びに請求の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。

2 前項に規定する請求者の氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより行うものとする。

第六条 前条第一項のフレキシブルディスクの構造

第六条 前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

第七条 第五条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式

二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式（フレキシブルディスクへの記録方式）

第八条 第五条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一 請求者の氏名

二 請求年月日

附則 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年五月一日厚生省令第一三三号）

附則（昭和四四年八月二日厚生省令第二二二号） 抄

附則（昭和四四年八月二日厚生省令第二二二号） 抄

附則（昭和四四年八月二日厚生省令第二二二号） 抄

附則（昭和四五年五月一日厚生省令第一八号）

附則（昭和四五年五月一日厚生省令第一八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて那覇日本政府南方連絡事務所長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、日本政府沖縄事務所長に対してされた手続とみなす。

附則（昭和四四年八月二日厚生省令第二二二号） 抄

附則（昭和四四年八月二日厚生省令第二二二号） 抄

附則（昭和四四年八月二日厚生省令第二二二号） 抄

附則（昭和四五年五月一日厚生省令第一八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則又は戦

没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて日本政府沖繩事務所長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、沖繩事務所局長に対してされた手続とみなす。

附則（昭和四十五年六月一九日厚生省令第三四号）

この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附則（昭和四十七年五月二五日厚生省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、未帰還者留守家族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、未帰還者に関する特別措置法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦傷病者特別援護法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則又は戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第八條第二項の規定による届出に関する省令（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて琉球政府の当局又は沖繩事務所局長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、沖繩県知事に対してされた手続とみなす。

附則（昭和四十八年七月二四日厚生省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）附則第十項又は附則第十一項の規定により同法第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなされる者又はその者の相続人が、この省令による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則第一条第一項の規定に基づき同項の請求書提出する場合には、同条第二項第三号中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び同条第三項第一号中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十八年九月三十日」とする。
- 3 昭和四十二年四月一日に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に関し、この省令による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則第一条第四項の規定を適用する場合には、同項第一号及び第二号中「五年」とあるのは、「六年」とする。
- 4 昭和四十二年十月一日に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に関し、この省令による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則第一条第四項の規定を適用する場合には、同項第一号及び第二号中「五年」とあるのは、「五年六月」とする。

附則（昭和四十九年六月二七日厚生省令第二五号）

この省令は、昭和四十九年十月一日から施行する。

- 1 この省令は、昭和四十九年十月一日から施行する。
- 2 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）附則第十四項の規定により同法第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなされる者又はその者の相続人が、この省令による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則第一条第一項の規定に基づき同項の請求書提出する場合には、同条第二項第三号中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び同条第三項第一号中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十九年九月三十日」とする。

附則（昭和五三年四月二八日厚生省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年一月二九日厚生省令第四六号）

この省令は、昭和五十五年十二月一日から施行する。

附則（昭和五八年五月四日厚生省令第二四号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年三月三〇日厚生省令第一八号）

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和六二年三月二八日厚生省令第二〇号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年五月二四日厚生省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。
- 4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附則（平成五年五月一九日厚生省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成五年十月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月二七日厚生省令第三八号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一一年一月二一日厚生省令第六号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附則（平成一二年三月二六日厚生省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月二六日厚生省令第二九号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月二七日厚生省令第三九号）

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第二二七号）抄

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附則（平成一五年三月三一日厚生労働省令第六八号）

（施行期日）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則第一条の改正規定（同条第一項中「様式第一号の七」の下に「、法第三

条第五項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の八」を加える部分及び同条に一項を加える部分を除く。）並びに同令様式第一号の三及び様式第一号の五の改正規定並びに第二条中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則第一条の改正規定（同条第一項中「様式第一号の七」の下に、「同条第十一項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の八」を加える部分、同条第十一項中「第三条第十項」を「法第三条第十項」に改める部分及び同条に一項を加える部分を除く。）は同年十月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一六年一月二六日厚生労働省令第七号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年四月二日厚生労働省令第七四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成一七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一九年九月二五日厚生労働省令第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成一九年十月一日から施行する。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 この省令の施行の際現に第十七条の規定による改正前の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則様式第一号から様式第一号の八まで（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ同条の規定による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則様式第一号から様式第一号の八までによるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二〇年四月一八日厚生労働省令第九七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年六月二二日厚生労働省令第八〇号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則第一条の改正規定（同条第一項中「様式第一号の九」の下に、「法第三条第六項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の十」を加える部分及び同条に一項を加える部分を除く。）並びに第二条中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則第一条の改正規定（同条第一項中「様式第一号の九」の下に、「同条第十三項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の十」を加える部分、同条に一項を加える部分を除く。）は平成二五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の施行の日（平成二七年十月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二八年一月一日）

（戦没者の父母等に対する特別給付金施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この省令の施行の際現に提出されている第二十四条の規定による改正前の戦没者の父母等に対する特別給付金施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二八年二月二五日厚生労働省令第二五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、行政不服審査法（平成二六年法律第六十八号）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第一号(第1条関係)
(裏面)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書										3-03														
戦没者等	フリガナ								生年	※1 明治 2 大正 3 昭和	年	月	日											
	氏名								死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和	年	月	日											
	もとの身分																							
請求者	フリガナ								生年	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	年	月	日											
	氏名								戦没者等との続柄															
	住所																							
被相続人	フリガナ								死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和	年	月	日											
	氏名								戦没者等との続柄															
	住所																							
代理人等	フリガナ								区分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等														
	氏名																							
	住所																							
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名																								
国債受領希望取扱店名																								
フリガナ																								
国債の償還金の希望支払場所																								
戦没者の父母等が受けている給付の種類 <table border="0" style="width:100%; font-size: small;"> <tr> <td>※ 01 公務扶助料</td> <td>12 特例遺族年金</td> <td>32 郵政省共済組合殉職年金</td> </tr> <tr> <td>02 特例扶助料</td> <td>21 遺族給付金</td> <td>33 国鉄共済組合殉職年金</td> </tr> <tr> <td>11 遺族年金</td> <td>22 特例遺族給付金</td> <td>34 日本電信電話公社共済組合殉職年金</td> </tr> <tr> <td>31 旧令共済組合殉職年金</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>													※ 01 公務扶助料	12 特例遺族年金	32 郵政省共済組合殉職年金	02 特例扶助料	21 遺族給付金	33 国鉄共済組合殉職年金	11 遺族年金	22 特例遺族給付金	34 日本電信電話公社共済組合殉職年金	31 旧令共済組合殉職年金		
※ 01 公務扶助料	12 特例遺族年金	32 郵政省共済組合殉職年金																						
02 特例扶助料	21 遺族給付金	33 国鉄共済組合殉職年金																						
11 遺族年金	22 特例遺族給付金	34 日本電信電話公社共済組合殉職年金																						
31 旧令共済組合殉職年金																								
戦没者の父母等が受けていない場合はその理由																								
遺族国庫債券(弔慰金)を受けた者がいるかないかの別 <table border="0" style="width:100%; font-size: small;"> <tr> <td>※ 1 いる</td> <td colspan="2">受けた者の氏名及び戦没者等との続柄</td> </tr> <tr> <td>2 いない</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>													※ 1 いる	受けた者の氏名及び戦没者等との続柄		2 いない								
※ 1 いる	受けた者の氏名及び戦没者等との続柄																							
2 いない																								
上記より、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。 令和 年 月 日																								
										電話		-----												
										氏名		----- (印)												
厚生労働大臣 知事 殿																								

(裏面の記載をよく読んで記載してください。)

(裏面)

記載上の注意

- 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 3 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地
 - (2) 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配属され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地。
- 4 「請求者」の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選定人について記載してください。また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。
- 5 「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1 代理人)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2 親権者等)
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年被後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3 成年後見人等)
- 6 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 7 「受けていない場合はその理由」の欄は、たとえば「戦没者の妻が公務扶助料を受け、その扶養遺族となっているため」のように記載してください。
- 8 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の二(第一条関係)

(裏面) 戦没者の父母等に対する特別給付金請求書(継続) 3-05

戦没者等	フリガナ	生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和	年	月	日
	氏名	死年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和	年	月	日
請求者	フリガナ	生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	年	月	日
	氏名	戦没者等との続柄				
個人	フリガナ	住所				
	氏名	戦没者等との続柄				
被相続人	フリガナ	死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和	年	月	日
	氏名	戦没者等との続柄				
代理人等	フリガナ	区分	※1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等			
	氏名	住所				
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名						
国債受領希望取扱店名						
フリガナ						
国債の償還金の希望支払場所						
戦没者の父母等 が受けている 給付の種別	※01 公務扶助料	12 特例遺族年金	32 郵政省共済組合殉職年金			
	02 特別扶助料	21 遺族給付金	33 国鉄共済組合殉職年金			
受けていない場 合はその理由	11 遺族年金	22 特別遺族給付金	34 日本電信電話公社共済組合 殉職年金			
	31 旧令共済組合殉職年金					
第三回特別給付金国庫債 券(額面金額10万円)を 受けたか受けないかの別	※1 受けた(号)	請求当時の住所	都道府県	市区町村		
	2 受けない	その理由				
上記により、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。						
令和 年 月 日			電話	_____		
厚生労働大臣 知事			氏名	_____ (印)		

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

(裏面)

記載上の注意

- ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「陸軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - 軍人、軍属及び陸軍属のうち戦隊参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。
 - 陸軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地。
- 「請求者」の欄は、戦没者の父母等が複数ある場合は、被選人について記載してください。また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。
- 「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1 代理人)
 - 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2 親権者等)
 - 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3 成年後見人等)
- 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 「受けていない場合はその理由」の欄は、たとえば「戦没者の妻が公務扶助料を受け、その扶養遺族となっているため」のように記載してください。
- 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の三(第一号関係)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書(再継続)		3-07					
戦没者等	フリガナ	生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 年 月 日				
	氏名	死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日				
	もとの身分	除籍時の本籍等					
請求者	フリガナ	生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日				
	氏名	戦没者等との続柄					
	住所						
被相続人	フリガナ	死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日				
	氏名	戦没者等との続柄					
	住所						
代理人等	フリガナ	区分	※1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等				
	氏名						
	住所						
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名							
国債受領希望取扱店名							
フリガナ							
国債の償還金の希望支払場所							
<table border="1"> <tr> <td>戦没者の父母等 が受けている 給付の種類</td> <td>※01 公務扶助料 02 特例扶助料 11 遺族年金</td> <td>12 特例遺族年金 21 遺族給付金 22 特例遺族給付金 31 旧令共済組合殉職年金</td> <td>32 郵政省共済組合殉職年金 33 国鉄共済組合殉職年金 34 日本電信電話公社共済組合殉職年金</td> </tr> </table>				戦没者の父母等 が受けている 給付の種類	※01 公務扶助料 02 特例扶助料 11 遺族年金	12 特例遺族年金 21 遺族給付金 22 特例遺族給付金 31 旧令共済組合殉職年金	32 郵政省共済組合殉職年金 33 国鉄共済組合殉職年金 34 日本電信電話公社共済組合殉職年金
戦没者の父母等 が受けている 給付の種類	※01 公務扶助料 02 特例扶助料 11 遺族年金	12 特例遺族年金 21 遺族給付金 22 特例遺族給付金 31 旧令共済組合殉職年金	32 郵政省共済組合殉職年金 33 国鉄共済組合殉職年金 34 日本電信電話公社共済組合殉職年金				
受けていない場合はその理由							
第五回特別給付金国庫債(額面金額30万円)を受けたいか受けたくないかの別							
※1 受けた(号)		請求当時の住所	都道府県 市区町村				
2 受けない		その理由					
上記より、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。							
令和 年 月 日		電話					
厚生労働大臣 知事		氏名 _____ 殿					

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

(裏面)

記載上の注意

- ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未婚遺棄者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。
 - 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地。
- 「請求者」の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選人について記載してください。また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。
 - 「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1 代理人)
 - 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2 親権者等)
 - 成年後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3 成年後見人等)
- 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 「受けていない場合はその理由」の欄は、たとえば「戦没者の妻が公務扶助料を受け、その扶養遺族となっているため」のように記載してください。
- 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の四(第一条関係)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書(再々継続)		3-09	
戦没者等	フリガナ	生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和
氏名		死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和
もとの身分			
除籍時の本籍等	フリガナ	生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和
氏名		戦没者等との続柄	
住所	フリガナ		
個人番号	フリガナ		
被相続人	フリガナ	死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和
氏名		戦没者等との続柄	
代理人等	フリガナ	区分	※1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等
住所	フリガナ		
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名			
国債受領希望取扱店名			
フリガナ			
国債の償還金の希望支払場所			
戦没者の父母等	※01 公務扶助料	12 特例遺族年金	32 郵政省共済組合殉職年金
が受けている給付の種別	02 特例扶助料	21 遺族給与金	33 国鉄共済組合殉職年金
	11 遺族年金	22 特例遺族給与金	34 日本電信電話公社共済組合殉職年金
		31 旧令共済組合殉職年金	
受けていない場合はその理由			
第七回特別給付金国債借券(額面金額60万円)を受けたか受けないかの別	※1 受けた(号)	請求当時の住所	都道府県 市区町村
	2 受けない	その理由	
上記により、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。			
令和 年 月 日		電話	
厚生労働大臣 知事		氏名 殿	

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

(裏面)

記載上の注意

- ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。
 - 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地。
- 「請求者」の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選人について記載してください。また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。
 - 「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1 代理人)
 - 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2 親権者等)
 - 成年後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3 成年後見人等)
- 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 「受けていない場合はその理由」の欄は、たとえば「戦没者の妻が公務扶助料を受け、その扶養遺族となっているため」のように記載してください。
- 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の五(第一条関係)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書(4回目継続)		3-14	
戦没者等	フリガナ 氏名	生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和
	もとの身分	死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和
	除籍時の本籍等		
請求者	フリガナ 氏名	生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和
	住所	戦没者等との続柄	
	電話番号	F	
被相続人	フリガナ 氏名	死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和
	住所	戦没者等との続柄	
	電話番号	F	
代理人等	フリガナ 氏名	区分	※1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等
	住所	F	
	電話番号	F	
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名			
国債受領希望取扱店名			
国債の償還金の希望支払場所			
戦没者の父母等が受けている給付の有無及び受けている場合の給付の種類			
※01 公務扶助料 21 遺族給与金 33 国鉄共済組合殉職年金 02 特例扶助料 22 特例遺族給与金 34 日本電信電話共済組合殉職年金 11 遺族年金 31 旧令共済組合殉職年金 12 特例遺族年金 32 郵政共済組合殉職年金 00 受けていない			
第九回特別給付金国庫債券(額面金額60万円)を			
※1 受けた(号) 受けた場合の請求当時の住所 都道府県 市区町村			
上記より、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。			
令和 年 月 日			
厚生労働大臣 知事 殿			

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

(裏面)

記載上の注意

- ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。
 - 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地。
- 「請求者」の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選定人について記載してください。また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。
 - 「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1 代理人)
 - 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2 親権者等)
 - 成年後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3 成年後見人等)
- 「国債受領希望取扱店名」の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しないください。
- 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の六(第1条関係)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書(5回目継続)		3-16	
戦没者等	フリガナ 氏名	生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日
戦没者等	もとの身分	死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日
請求者	フリガナ 氏名	生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日
請求者	住所	戦没者等との続柄	
請求者	個人番号		
被相続人	フリガナ 氏名	死亡年月日	1 平成 2 令和 年 月 日
被相続人	住所	戦没者等との続柄	
代理人等	フリガナ 氏名	区分	※1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等
代理人等	住所		
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名			
国債受領希望取扱店名			
フリガナ			
国債の償還金の希望支払場所			
戦没者の父母等が受けている給付の有無及び受けている場合の給付の種別 ※ 01 公務扶助料 21 遺族給与金 33 日本鉄道共済組合 職年金 02 特例扶助料 22 特例遺族給与金 34 日本電信電話共済組合 職年金 11 遺族年金 31 旧令共済組合 職年金 32 郵政省共済組合 職年金 12 特例遺族年金 90 受けていない			
第十四回特別給付金国庫債券(額面金額75万円)を 受けたか受けないかの別			
※ 1 受けた 2 受けない			
上記国庫債券を受けた場合			
裁定通知書の記号及び番号	第	親E裁定号	国債の記号
		請求当時の住所	
		都道府県	市区町村
上記により、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。			
令和 年 月 日		電話	
厚生労働大臣 知事		氏名 殿	

(裏面の記載上の注意をよく読んで記入してください。)

(裏面)

記載上の注意

- ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。
 - 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地。
- 「請求者」の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選人について記載してください。また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、「請求者」の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。
 - 「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1 代理人)
 - 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2 親権者等)
 - 成年後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3 成年後見人等)
- 「国債受領希望取扱店名」の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しなくてもいいです。
- 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の七(第1条関係)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書(6回目継続)		3-19	
戦没者等	フリガナ	生 年 月 日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和
	氏 名	死 年 月 日	※1 昭和 2 平成 3 令和
請求者	フリガナ	生 年 月 日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和
	氏 名	戦没者等との続柄	
被相続人	フリガナ	死 年 月 日	1 平成 2 令和
	氏 名	戦没者等との続柄	
代理人等	フリガナ	区 分	※1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等
	住所	〒	
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名			
国債受領希望取扱店名			
フリガナ			
国債の償還金の希望支払場所			
戦没者の父母等が受けている給付の有無及び受けている場合の給付の種別 ※ 01 公務扶助料 21 遺族給与金 33 日本鉄道共済組合殉職年金 02 特例扶助料 22 特例遺族給与金 34 日本電信電話共済組合殉職年金 11 遺族年金 31 旧合共済組合殉職年金 12 特例遺族年金 32 郵政省共済組合殉職年金 90 受けていない			
第十六回特別給付金国庫債券(額面金額90万円)を受け取ったか受けないかの別			
※ 1 受けた 2 受けない			
上記国庫債券を受けた場合			
裁定通知書の記号及び番号	親F裁定号	国債の記号	請求当時の住所 都道府県 市区町村
上記により、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。			
令和 年 月 日		電話	
厚生労働大臣 知事		氏名 殿	

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

(裏面)

- 記載上の注意
- ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 - 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
 - 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。
 - 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地。
 - 「請求者」の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選人について記載してください。また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、「請求者」の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。
 - 「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1代理人)
 - 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2親権者等)
 - 成年後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3成年後見人等)
 - 「国債受領希望取扱店名」の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しなくてもいい。
 - 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
 - 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の八(第一条関係)

(表面)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書(7回目継続)		3-21	
戦没者等	フリガナ	生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和
氏名		死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和
①もとの身分			
②除籍時の本籍等			
③請求者	フリガナ	生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和
氏名		戦没者等との続柄	
住所			
個人番号			
④被相続人	フリガナ	死亡年月日	1 平成 2 令和
氏名		戦没者等との続柄	
⑤代理人等	フリガナ	区分	※1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等
氏名			
住所			
国債の受領を市区町村長に委任した場合は			
⑥国債受領希望取扱店名	フリガナ		
⑦国債の償還金の希望支払場所			
戦没者の父等が受けている給付の有無及び受けている場合の給付の種別	※ 01 公務扶助料 21 遺族給付金 33 日本鉄道共済組合 02 特別扶助料 22 特別遺族給付金 職年金 11 遺族年金 31 旧合共済組合職年金 34 日本電信電話共済組 12 特別遺族年金 32 郵政省共済組合職年金 合同職年金 90 受けていない		
第十九回特別給付金国債債券(額面金額100万円)を受け取ったか受けないかの別		※ 1 受けた 2 受けない	
裁定通知書の記号及び番号	親G裁定号	国債の記号	号
			請求当時の住所 都道府県 市区町村
上記により、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。			
令和 年 月 日		電話.....	
厚生労働大臣 知事		氏名..... 印	

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

(裏面)

記載上の注意
1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
2 ①の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「陸軍軍属(僱用工)」等のように記載してください。
3 ②の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
(1) 軍人、軍属及び軍軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地
(2) 軍軍属のうち僱用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地
4 ③の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選定人について記載してください。また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、③の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、④の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、③の欄「戦没者等との続柄」への記載は不要です。
5 ⑤の欄は、③の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
(1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1代理人)
(2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2親権者等)
(3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3成年後見人等)
6 ⑥の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しないでください。
7 ⑦の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
8 裁干欄の氏名は、⑤の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。
なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の九(第一条関係)

(表面)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書(8回目継続)		3-24	
戦没者等	フリガナ 氏名	生年月日	※2 明治 23 大正 3 昭和 年 月 日
①もとの身分		死年月日	※1 昭和 23 平成 年 月 日
②除籍時の本籍等	フリガナ		
③請求者	フリガナ 氏名	生年月日	※1 明治 23 大正 4 昭和 5 平成 年 月 日
	フリガナ	戦没者等との続柄	
	住所		
	個人番号		
④被相続人	フリガナ 氏名	死亡年月日	1 平成 2 令和 年 月 日
	フリガナ	戦没者等との続柄	
⑤代理人等	フリガナ 氏名	区分	※1 代理人 3 成年後見人等 2 親権者等
	フリガナ		
	住所		
(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)			
⑥ 国債の受領を市区町村長に委任した場合は、市区町村長名			
⑦ 国債受領希望取扱店名			
フリガナ			
⑧ 国債の償還金の希望支払場所			
戦没者の父母等が受けている給付の有無及び受けている場合の給付の種別	※01 公務扶助料 02 特例扶助料 11 遺族年金 12 特例遺族年金 90 受けていない	21 遺族給与金 22 特例遺族給与金 31 旧令共済組合 32 郵政省共済組合	33 日本鉄道共済組合 職年金 34 日本電信電話共済組合 職年金
第二十一回特別給付金国債債券(額面金額100万円)を受け取ったか受けないかの別			
		※1 受けた	2 受けない
上記国債債券を受けた場合			
裁定通知書の記号及び番号	第 親H裁定号	国債の記号	号
		請求当時の住所 都道府県 市区町村	
上記により、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。			
令和 年 月 日		電話	
厚生労働大臣 知事		氏名	

(裏面)

記載上の注意

- ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- ①の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「陸軍軍属(僱用工)」等のように記載してください。
- ②の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - 軍人、軍属及び准軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。
 - 准軍属のうち僱用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地。
- ③の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選定人について記載してください。また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、③の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、④の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、③の欄の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。
- ⑤の欄は、③の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1 代理人)
 - 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2 親権者等)
 - 成年後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3 成年後見人等)
- ⑥の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しないでください。
- ⑦の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- ⑧ 最下欄の氏名は、⑤の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の十(第一条関係)

(表面)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書(9回目継続)										3-26
戦没者等	フリガナ	(姓)	(名)	生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和	年	月	日		
	氏名									
	①もとの身分				死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和	年	月	日	
②除籍時の本籍等	都道府県									
③請求者	フリガナ	(姓)	(名)	生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	年	月	日		
	氏名									
	住所	都道府県								
個人番号										
④被相続人	フリガナ	(姓)	(名)	死亡年月日	1 平成 2 令和	年	月	日		
	氏名									
⑤代理人等	フリガナ	(姓)	(名)	区分	※1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等					
	氏名									
住所	都道府県									
国債の受領を委任する市区町長等の名称					⑥国債交付取扱店名					
⑦国債の償還金の希望支払場所	名称				所在地	都道府県	市区町村			
戦没者の父母等が受けている給付の有無及び受けている場合の給付の種類	※ 01 公務扶助料 22 特例遺族給付金 02 特例扶助料 31 旧令共済組合殉職年金 11 遺族年金 32 郵政省共済組合殉職年金 12 特例遺族年金 33 日本鉄道共済組合殉職年金 21 遺族給付金 34 日本電信電話共済組合殉職年金 90 受けていない									
第二十四回特別給付金国庫債券(額面金額100万円)を受けたか受けないかの別					※ 1 受けた 2 受けない					
上記国庫債券を受けた場合	記号及び番号	親I裁定号	国債の記号	号	請求当時の住所					
					都道府県 市区町村					
上記により、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。										
令和 年 月 日										
電話.....										
氏名.....										
厚生労働大臣 殿										
裁定都道府県知事										

(裏面の記載上の注意をよく読んで記入してください。)

(裏面)

記載上の注意
1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
2 ①の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
3 ②の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。 (1) 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地 (2) 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地
4 ③の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選定人について記載してください。 また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、③の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、④の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、③の欄の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。
5 ⑤の欄は、③の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。 (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1 代理人) (2) 未成年者のために親権を行う方又は未成年後見人が代わって請求するとき(2 親権者等) (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3 成年後見人等)
6 ⑥の欄は、記載しないでください。
7 ⑦の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称等を記載してください。
8 最下欄の氏名は、③の欄の氏名を記載してください。ただし親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。 なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第二号（第1条関係）

請求者選定届			
厚生労働大臣 知事 殿			
被選定人	ふりがな		戦没者との続柄
	氏名		
上記の者を、戦没者の父母等に対する特別給付金の請求について、次の者全員の被選定人に選定したことを届け出ます。			
令和 年 月 日			
	住所		
	氏名		印(戦没者との続柄)
	住所		
	氏名		印(戦没者との続柄)
	住所		
	氏名		印(戦没者との続柄)
	住所		
	氏名		印(戦没者との続柄)

様式第三号（第3条関係）

裁定通知書			
第 号			
下記のとおり裁定したので通知します。			
令和 年 月 日			
厚生労働大臣 都道府県知事 印			
根拠法の種別 国債の名称	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金 第 回特別給付金国庫債券		
券面種別	円券	国債の記号	号
死亡者			
請求者	年 月 日生		
住所			

- 注1 国債を受領する際は、この通知書を提示して下さい。
なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間がかかりますのでご承知下さい。
- 2 この処分不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりませんこととされています。

(A列4番)

様式第四号(第3条関係)

却 下 通 知 書

第 号

下記のとおり却下したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事

根拠法 請求の種類 請求年月日	戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法 特別給付金の請求 年 月 日
請求者	年 月 日生
死亡者	
却下理由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)